

令和3年4月以降、みよし市立学校施設の利用に関する条例第2条第3項第4号に基づき、教育委員会の決定により、みよし市立学校施設の利用に関する規則第5条ただし書きに、みよし市立学校施設を利用できる者について以下のとおりの内容が追加されることとなりました。

ただし、学校施設を利用するときは、利用者の概ね半数以上が市内在住者、市内在勤者、市内在学者であることを原則とする。

つきましては、令和3年4月以降はじめて施設開放予約のために来校される際は、以下の①②両方の内容が確認できる名簿等をご持参ください。（令和2年度以前から本校の施設を利用している団体も、令和3年度以降の利用予約のために来校される初回には、同様の名簿等をご持参ください。）

①団体の構成員全員の氏名

②団体の構成員全員の住所または在勤する勤務先名称もしくは在学する学校名

名簿等をご持参いただけない場合や内容に不備がある場合、団体の構成員の半数以上がみよし市に属していると判断できない場合は、本校施設の利用許可は出せませんのでご注意ください。